

静岡県立大学公開講座委員会規程

平成19年4月1日 規程第36号

改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日

平成30年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学（以下「本学」という。）が行う公開講座の円滑な実施と改善を図るため、静岡県立大学学則第22条第1項の規定に基づき、本学に、静岡県立大学公開講座委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公開講座の企画及び立案に関すること。
- (2) 公開講座の運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公開講座についての学長からの諮問に関すること。
- (4) その他公開講座に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (2) 研究科及び研究院ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (3) 短期大学の教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (4) 事務局長が指名する事務局職員1人
- (5) 学生部長が指名する学生部職員1人
- (6) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければ

ならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(教育研究審議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。